

令和 年 月 日

保護者様

年 組 番・氏名

県立八海高等学校長

出席停止のお知らせ（通知）

上記生徒の病気が、学校保健安全法第19条に基づき他の生徒に感染する恐れがありますので、規定により出席停止を指示します。

1. 出席停止の期間（学校保健安全法施行規則第19条）

- （1）百日咳・・・特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- （2）麻疹（はしか）・・・解熱後3日を経過するまで
- （3）流行性耳下腺炎・・・耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、（おたふくかぜ）かつ、全身状態が良好になるまで
- （4）風しん・・・発しんが消失するまで
- （5）水痘（水ぼうそう）・・・すべての発しんがか皮化するまで
- （6）咽頭結膜熱・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで
- （7）結核・流行性角結膜炎・・・医師が感染の恐れがないと認めるまで
- （8）その他の感染症（ ）

2. 出席停止の基準は上記の通りですが、登校については主治医と相談の上決定し登校させてください。

3. 出席停止の期間中は、欠席扱いにはなりません。

4. 登校する時は、必ず下記「登校許可証」を医師に記入してもらい、登校したらクラス担任に提出してください。なお、「登校許可証」がないと登校できません。（*診断書は必要なし）

登 校 許 可 証

県立八海高等学校長 様

年 組 番・氏名

病名（ ）

上記の生徒は病気が治癒し、他の生徒に感染の恐れのないことを通知します。

出席停止期間 月 日（ 曜）（ 限）から 月 日（ 曜）（ 限）まで

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印